

永友会会則

(目的)

第1条. 本会は「永友会」と称し、永寿福祉会を退職した従業員相互の親睦を図るとともに永寿福祉会の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第2条. 本会は、永寿福祉会退職者で本会の目的に賛同し、入会した者をもって組織する。

(特別会員)

第3条. 永寿福祉会の役員および法人経営職を特別会員とする。

(入会)

第4条. 入会申込書の提出または入会の旨を記載した電子メールの受領をもって入会することができる。

(事務局)

第5条. 本会の事務局は法人本部に置き、本部事務員が事務を担当する。

(会費)

第6条. 本会の会費等は特別な場合を除き会員より徴求しない。

(退会)

第7条. 会員が本会を退会する場合は、本会宛に書面または退会の旨を記載した電子メールで退会届けを提出しなければならない。

(情報発信)

第8条. 会員には法人行事、広報紙、求人等の情報を郵便や電子メール、SNS (social networking service) で発信する。

(附則)

この会則は平成19年4月1日より施行する。

この会則を平成30年4月1日より改定する。